

会 議 報 告

区 分	内 容
会 議 名	令和7年度第3回こどものまち前橋有識者会議
日 時	令和7年12月18日（木）14:00～15:35
場 所	前橋市総合福祉会館2階 文化教養室
出 席 者	<p>【委員】 9名 森座長、田中職務代理者、田村委員、守山委員、岩崎委員、横澤委員、高橋委員、佐藤委員、大本委員</p> <p>【事務局】 望月こども未来部長 こども政策課：佐藤課長、小暮副参事、齋藤副主幹、奈良主任、野村主任 こども支援課：浜名課長 こども施設課：山口課長、一木副参事 教育委員会事務局総務課：霜田課長補佐</p>
欠 席 者	8名 青木委員、鳥島委員、戸所委員、都丸委員、石川委員、中村委員、本間委員、栗田委員
傍 聴 者	なし
議 題 等	<p>○議題</p> <p>(1) これまでの取組概要 (2) 前橋市こども基本条例について (3) 前橋市こども計画の素案について</p>
結 果	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市こども計画については、資料（案）によりパブリックコメントを実施することで承認 ・意見等があれば1月16日（金）までに各委員が事務局に提出
内 容	<p>1 開会（こども政策課）</p> <p>2 議題（進行：森座長）</p> <p>(1) これまでの取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度第2回有識者会議（7月11日）以降に取り組んだ、小中学生向けワークショップ及びアウトリーチ型意見聴取について説明した。 <p>(2) 前橋市こども基本条例について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素案に関するパブリックコメントの実施結果について報告するとともに、

今後の周知などの取組予定を説明した。

(3) 前橋市こども計画の素案について

- ・こども計画は、「本編」、別冊1「事業実施計画」、別冊2「施設整備計画」、別冊3「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」で構成される。これに加え、概要版及びこども向けのやさしい版を作成する。
- ・名称は「前橋市こども計画」とし、サブタイトルとして8月に開催したワークショップでこどもたちが考案した名称案を採用したい。サブタイトルの決定方法はパブリックコメントにおいて投票形式で最も票を集めた名称案軸に必要な応じて文言の修正を行った上で決定する予定である。
- ・基本理念及び基本目標についても、同じくワークショップでこどもたちから出された意見を反映し、骨子から変更を行っている。
- ・本計画をこどもから大人まで幅広く周知するため、小中学生向けの「やさしい版」及び計画の内容を要約した「概要版」を作成している。
- ・各論は、基本目標の下に施策の柱を位置づけ、さらに「施策の柱」は「現状と課題—関連データ—施策の方向性—具体的な取組（主な事業を抜粋）」で構成している。
- ・成果指標と目標値については、国の「こども大綱」、県の「ぐんまこどもビジョン2025」のほか、本市の関連する計画の指標を参考に設定している。
- ・計画期間終了後に、成果指標の実績値を集約し、評価・検証を行う。また、計画期間中は、毎年度、事業や取組の実施状況を取りまとめ、進捗状況を確認するとともに、「こどものまち前橋有識者会議」及び「こどものまち前橋こども・若者会議」の意見を聴取し、推進本部で課題を共有しながら、進捗状況の評価・検証し、必要な応じて見直しを行う。
- ・今後のスケジュールは、パブリックコメントを令和7年12月25日（木）から令和8年1月30日（金）まで実施し、その後、提出された意見を踏まえて修正を行い、3月に内容を決定し、令和8年4月から計画を開始する。

3 閉会（こども政策課）

主な意見、感想
など

(森座長)

・今回の意見聴取により、様々な意見を踏まえて計画策定が大きく前進した。また、児童養護施設において、声を聴かれにくいこどもたちの意見を直接聴取できたことは、重要な成果である。・仕事をしている若者の意見は、パブリックコメントで対応することになるのか。若者からの意見がより多く寄せられることが望ましい。

- ・こども計画の全国及び中核市における策定状況はどの程度であるか。

(こども政策課)

⇒・仕事をしている若者からは、パブリックコメントで意見を伺うことになる。

- ・令和5年に「こども基本法」が制定され、各自治体において「こども計画」を策定することが努力義務化とされた。令和6年度中に計画を策定した自治体も多く、全国で500を超える自治体が令和7年度から計画を開始している。

中核市は62市あり、そのうち約40市が計画を策定している。県内では、令和7年度から計画を開始しているのは安中市と渋川市である。自治体によっては、従来から独自に策定していたこども関連の計画を基に「こども計画」として再構成するところもある。本市は新規にこども計画を策定するが、令和6年度から検討を開始し、丁寧に検討を行うことができたと考えている。

(田村委員)

- ・保護者間では、部活動の地域展開に関する動向が頻繁に話題となっている。「すぐーる」を通じて進捗状況等の情報提供を受けているものの、保護者側としては不安が先行する傾向があるため、施策の柱の中で主な事業として明示されていることは意義深い。

また、資料6の別冊2「施設整備計画」において、「大胡ぐりーんふらわー牧場施設改修事業」が記載されている。当該施設は、こどもが「お手洗いが怖くて使いづらい」と感じていた状況があり、改修されれば利用環境の改善につながり嬉しく思う。

(岩崎委員)

- ・自治会長として地域寺子屋事業に携わっている。私の地元では自治会長が1年間、当番としてサポートや協力を行う仕組みであり、「こどもの居場所づくり」に関連するものである。寺子屋では、中学生が放課後に部活動を行った後、自主学習をする場を提供している。利用者は5～10人程度であり、時には1～2人の場合もあるが、自主学習だけでなく友人との交流の場としても機能している。今後は、意見交換や簡単な活動を取り入れるなど、地域における居場所づくりを充実できると良い。

(横澤委員)

- ・発達に特性を抱えるこどもについては、これまで、障害児の枠で捉えられてしまう傾向があったが、本計画において「こども」として一体的に捉え

る方針となっていることは、保護者にとって大きな意義があると考えている。

(高橋委員)

- ・計画は市全体の取組について示されているが、同じ市内でも地域ごとに事情の差異があり、事業の実施において地域差が生じる懸念がある。また、官主導で全てを実施する場合、きめ細かな対応には限界があると考えられるため、民間事業者や地域団体が実施している取組を支援し、連携を強化することが重要である。本園では地域貢献の一環として、こどもの見守りなどの取組を検討している。制度にとらわれず、祖父母の家に立ち寄るような感覚で気軽に訪れられる居場所の実現を目指している。

(大本委員)

- ・資料3「こども計画の素案」の8頁に人口に関する記載があり、減少傾向の中で外国人、特に若者世代が増加していることが示されている。本計画において、外国人のこどもも対象に含めることは重要であると考えている。外国人住民は増加傾向にあり、仕事だけでなく生活面での支援が必要となる。家族を持つことでこどもが生まれるケースも増えると考えられるため、日本人だけでなく外国人にも同様の機会が提供されることは、前橋市に住む価値を高め、人口減少下においても市の活性化につながると期待される。

(森座長)

⇒・御社では、どの程度外国籍の方を採用されているのか。

(大本委員)

⇒・当社では外国籍の雇用者は少なく、全体の1割未満である。ただし、支援団体として、雇用をしていない特定技能や技能実習などの生活や仕事に関する相談対応も行っている。

(守山委員)

- ・この会議の設置の背景には、少子化という大きな課題がある。こどもを増やすためには、異年齢との関わりが重要である。現在、若い世代はこどもを産んで初めて幼児と接することが多く、かつてのようにいとこや親戚の子と遊ぶ機会も減少していて、異年齢で遊ぶ場が少なくなっている。本園では、近隣の前橋東高校から保育を目指す学生が実習に来ているが、担当教諭の異動等により継続が難しくなる場合がある。中学校では職場体験を年3日程度実施しているが、希望者のみの参加である。今後は、小学校・中学校・高校で、例えば家庭科の授業などを通じて全員が異年齢と関わる機会を持つことが望ましい。幼児や乳児の特性を理解することで、こ

どもへの愛着が生まれ、将来的にこどもを持つ意欲につながる可能性がある。また、こうした理解は虐待防止にも寄与すると考えられる。

(佐藤委員)

- ・こども基本条例の制定後、条例を市民生活にどのように活かしていくかについてよく検討する必要がある。ただ、この条例は、本市が市民と協働しながら作り上げたものであり、この取組は、他市ではあまり例がなく、非常に貴重であると考えられる。労力を要するものの、こうした取組や現在の推進体制が最適であり、市民にとっても大きな意義がある。
- ・今後、こども計画を推進していく体制として「こどものまち前橋有識者会議」が位置付けられているが、「前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」も含め、具体的な役割や位置付けについて改めて伺いたい。

(こども政策課)

⇒「前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」は、児童福祉法に基づき設置されている組織である。こども基本条例の制定及びこども計画の策定にあたり、より幅広い視点を取り入れるため、有識者の枠組みとして「こどものまち前橋有識者会議」を新たに設けた。

こども計画策定後については、分科会と有識者会議の構成員を一本化し、一体的な体制で審議を進めていきたいと考えている。現状では二つに分かれているが、近い将来には一つの会議体として整理し、計画に関する審議をより立体的かつ総合的に行う体制とする方針である。

(佐藤委員)

- ・資料3「こども計画の素案」の21頁にある「こどもの意見表明」において、社会教育委員会では、参加者を集めて意見を聞く方法に加え、実際に活動しているこどもたちの現場に出向き、そこで意見を把握する取組も行っている。現場で主体的に活動しているこどもや若者は、多様な意見を有しており、たとえば高校生学習室で主幹的な役割を担っている高校生や、共愛学園の学生のように、まちづくりへの関心が高い層も多く存在する。現在既に活動しているこれらのこども・若者から意見を聴取することで、有意義な意見を幅広く収集できると考えられる。
- ・同資料23頁の「部活動の地域展開」に加えて、幼児教育や学校教育、家庭教育に続く「第三の居場所」としての視点も示されると望ましいと考える。部活動の重要性は認められるものの、学校教育でも部活動でも家庭教育でもない、こどもが安心して過ごし、多様な学びや経験を得られる場が必要である。例えば、児童福祉センター等の学校外における支援の場は、こどもの居場所としての役割を果たしている。このような「第三の居場所」

の意義や方向性が理論的に整理され、本計画に位置付けられることで、より包括的な支援体系として理解が深まると考える。

(こども政策課)

⇒・ご指摘の視点は重要であると認識しており、「基本目標3」における「施策の柱5」として「こどもの居場所づくり」を位置付けている。今後は、学校でも家庭でもない「第三の居場所」の視点を意識しつつ、こどもの多様な経験や安心できる環境を提供する居場所づくりを進めていく必要があると考える。

(田中職務代理者)

・人口減少によりこどもの数は減少しているにもかかわらず、資料の総論に示されているとおり、いじめや不登校は増加傾向にある。この点について、その要因を踏まえながら検討を進める必要があると考える。ひとり親家庭の増加などの背景もあるが、児童生徒数や学級規模が縮小する中で、いじめや不登校が増加している現状には、別の要因が潜んでいる可能性がある。グラフに示されたデータを丁寧に分析し、要因を多角的に検討していただきたい。

・「基本目標3」における「施策の柱3」の「地域活動」については、これまで多くの意見を踏まえ、計画に適切に反映されていると感じている。

また、基本理念の変更前後を比較すると、内容が大きく整理されており、こどもたちの意見が反映された点が特に良いと思う。表現も含め、理念全体として大変良くまとまっており、実現できれば非常に意義深いものになると考える。

一方で、「総論」の17頁に記載されている「こども計画のサブタイトル」については、読みづらさを感じられた。表現としてやや不自然に見える案もあるため、より分かりやすい形に整理されることが望ましいと考える。

・本計画では、妊娠・出産・子育てに関する幅広い取組が示されており、その中で「こども家庭センター」の機能充実も位置付けられている。現在、相談等の利用状況はどのようになっているのか伺いたい。

(こども政策課)

⇒・妊娠や出産に関する相談のほか、ひとり親となった際の生活相談、幼児に関する虐待相談など、相談内容は多岐にわたっている。これらの相談については、入所手続きと併せて、専門の職員が一か所の窓口で対応している。

<p>審議及び閉会</p>	<p>(森座長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、こども計画素案に対する意見については、この場だけで全ての事項を審議することは難しく、また年末という時期的事情もあり、欠席された委員も多かった。会議で取り上げられなかった内容も含め意見が反映されるよう、事務局に対応を依頼している。各委員においては、配布した用紙に従い、1月16日（金）までに事務局へ提出いただきたい。 <p>3 閉会（こども政策課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加意見については、1月16日（金）までにこども政策課宛に送付願いたい。 <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>備 考</p>	<p>【追加意見】</p> <p>(岩崎委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS は現代社会において重要な情報手段であり、選挙でも欠かせない存在となっている一方、こどもが犯罪等のトラブルに巻き込まれることも懸念される。こうした背景から、オーストラリアでは世界で初めて法律で禁止され、保護者の約77%が賛成していると報道された。国内でも、罰則なしではあるが、使用時間の目安等を示す条例を制定した自治体もある。 <p>こども計画を策定するに当たり、具体的な内容までは難しいと思うが、こどものSNS利用に伴う犯罪被害やトラブル等の防止について、計画の中に取り入れることが望ましいと考える。</p> <p>(こども政策課)</p> <p>⇒・ご指摘の視点は重要であると認識しており、「基本目標3」の「施策の柱4」に「安全・安心に成長できる環境の整備」を位置付けており、ネットパトロールの実施など、インターネット上におけるトラブル等の防止に努めている。</p> <p>(高橋委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市こども基本条例の検討に当たり、ワークショップ等を通じてこどもの意見を丁寧に収集し、条例に反映する作業は、大変な苦労があったものと思う。本条例は制定して終わりではなく、今後も継続的に周知を図るとともに、こどもが意見を表明する機会を安定的に確保していく必要がある。そのためには、公教育の場の活用に加え、多様な意見を効率的に集約・反映し、広く周知していく観点から、ICT を活用した手法も今後一層有効になると考える。また、こどもの意見聴取を普及・促進していくためには、関係する大人や地域社会に対して理解を深める機会を設けることも重要である。

(こども政策課)

⇒・ご意見のとおり、条例の継続的な周知及びこどもの意見表明機会の安定的な確保については、非常に重要であることから、本計画に位置づけて取り組んでいく。こどもの権利保障は、市全体の理解と関心を深めることが重要であると認識していることから、その契機となるよう「前橋市こどもの権利の日」を条例で定め、それに関連した事業の実施を予定している。また、周知や意見聴取の手法については、ICTの活用も含め、こどもの意見も聴きながら効果的な手法を検討してまいりたい。